

平成25年

陳情事項
★印が懇談の重点項目
【1】自治体の基本的あり方について
①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。
②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。
★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。
【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。
1. 生活保護について
★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。
②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。
★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。
④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。
⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。
★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起らぬいよう措置を講じてください。

回 答
①憲法、地方自治法の趣旨に沿って、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け努力しております。
②住民の最も身近な自治体として、住民の福祉の増進のため各種施策の充実に努めてまいります。
③当市では、公平・公正な課税、徴税を目標に掲げ市政を運営しています。滞納整理機構の業務については、愛知県と知多地区5市5町との協働により実施していますが、当市の業務ととらえております。なお、当初の目標より大きな効果をあげている為、今後も引き続き滞納整理機構に参加し、徴収事務を移管していきます。また、一括納付が困難な滞納者に対しては、分割納付等についてきめ細やかな納付相談を実施し、対応いたしております。
①生活保護法に基づき、申請の意思を確認し、申請権を侵害しないよう適切に対応しております。また、保護の必要な方には、生活保護の基準により、濫給、漏給のないようきめ細やかな対応をしております。
②生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他方他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思が確認された方については、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについての助言をしております。就労支援対象者については、ケースワーカーによる支援とともにハローワークと連携した生活保護受給者等就労自立促進事業をおこない、早期の就労自立を支援しております。自動車等の保有については、国通知に従い、適切に対応しております。口頭で説明しており、しおり等への記載については、行っておりません。
③生活保護基準の見直しは年齢、世帯人員、地域差による影響の調整および平成20年以降の物価動向を勘案し決定されており、受給者の生存権を脅かすものではないと考えております。今後、生活困窮者対策として、市社会福祉協議会による小中学生を対象とした学習支援を行ってまいります。
④国の基準により、適切な職員数で業務を行っております。
⑤警察官OBに限らず、職員の負担軽減と生活保護事務の適正化に資するため、就労支援員、面接相談員を採用することを検討しております。
⑥生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響については、国は、できる限りその影響が及ばないよう取扱いの変更、経過措置の設定により対応することとしております。 また、見直しにより生活保護が廃止された世帯には、保護廃止証明書を通知し、廃止後も他制度

陳情事項
<p>2. 安心できる介護保障について</p> <p>(1)介護保険について</p> <p>①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げるください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。</p> <p>★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。</p> <p>★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。</p> <p>④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。</p> <p>⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。</p> <p>⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営してください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。</p> <p>⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p> <p>(2)高齢者福祉施策の充実について</p> <p>①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。</p> <p>★ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。</p> <p>★イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。</p>

回答
<p>に係る措置を引き続き受けることができるようにしております。</p> <p>市独自の施策については、担当部署に情報提供を行っており、対応について検討してまいります。</p> <p>①介護保険料は介護保険法において、国、県、市などの負担割合が決まっており、介護保険料を引き下げるための繰り入れについては、制度の趣旨からも認められないため、考えておりません。また、昨年度からの第5期計画においては、第3段階の細分化を含め8段階10区分の段階設定をし、応能負担となるよう努めています。</p> <p>②保険料については、能力に応じた段階の負担を求めるという観点から、国の段階制を採用しています。市民税非課税世帯ということや本人所得を考慮した段階設定をおこなっており、低所得者の負担は軽減されていると考えています。</p> <p>③高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、社会福祉法人の軽減、境界層の取扱いにより実施しております。</p> <p>④第5期介護保険事業計画等に基づき、必要に応じて実施していきます。また、「介護予防・日常生活支援総合事業」については、今後の国の動向を見ながら検討していきます。</p> <p>⑤大規模な特別養護老人ホームの整備については、県の計画に沿って基盤整備されております。また、地域密着型として、平成24年3月に小規模特養が開所し、平成26年4月に小規模多機能型居宅介護事業所が開所を予定しております。なお、低所得者に対しては、特定入所者介護サービス費で助成を実施しています。</p> <p>⑥地域包括支援センターは、直営で実施しており、十分機能を果たしているので中学校区毎の設定は考えておりません。</p> <p>⑦介護従事者については、厳しい労働環境などから離職率が高くなっています。そのため、24年度に介護報酬改定が行われ介護労働者の報酬・待遇の改善が図られており、独自の支援は現在のところ考えておりません。</p> <p>①</p> <p>ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの状況確認については民生児童委員を通じて行っております。また、介護認定を受けていない単身、高齢夫婦世帯などに対しては軽度な日常生活上の援助を行う軽度生活援助サービスがあり、この対象者には買い物や掃除等の生活支援を行っております。</p> <p>イ.車椅子、担架等利用する方で要介護3以上及び身障者手帳3級以上の市民税非課税世帯の方には市内の送迎について無料の送迎を行っております。福祉サービスとしての巡回バスなどの実施については、現在のところ考えておりません。</p>

陳 情 事 項
ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。
エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。
②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。
③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。
★(3)障がい者控除の認定について
①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。
②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。
3. 福祉医療制度について
★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
4. 高齢者医療などの充実について
①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。
②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

回 答
公共交通につきましては、今後、関係者による組織を設置して検討していく予定です。
ウ. 地域のサロン等に社会福祉協議会がふれあい活動支援事業の助成を行っており、仲間づくり、健康維持・増進の活動を行っております。
エ. 現在のところ考えておりません。
②月～金（祝日年末年始除く）の夕食で実施し、土日が必要な場合は民間業者へ依頼できるよう紹介しています。ふれあい方式は他の事業（特定高齢者閉じこもり予防事業）で実施しております。助成額の増加は現在のところ考えておりません。
③住宅改修費及び福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しておりますが、高額介護サービス費については、現在のところ考えておりません。
①障害者控除は、障害者手帳保持者に準ずる人を対象に出すものであり、要介護認定を行っているという状況のみだけでは該当しないと考えます。
②上記と同様の理由で全ての人に郵送する予定はありません。また、該当者に対しても利用しない場合もある為、個別送付ではなく申請があった人に交付しています。障がい者控除の周知には努めてまいります。
①福祉医療制度は愛知県の福祉医療補助制度の折半事業として実施していますが、常滑市単独事業として、平成24年10月から子ども医療の通院対象年齢を中学3年生までに拡大し、自己負担額の3分の2の助成を行っています。
②本来、医療については国の責任で公平、平等に実施するべきですが、県補助制度より拡大して現在の制度を実施しています。それ以上の拡大予定はありません。
③現在、予定はありません。
④現在、県制度より拡大し、市単独でひとり暮らし非課税者を対象に補助を実施しています。
①個別に申請案内をハガキで通知しています。申請書を送付する予定はありません。
②納付が困難な方には、納付相談を実施して生活実態の把握に努め、分割納付の相談に応じています。保険証は高齢者が必要な医療を受ける機会を損なうことがないよう留意して、適切に発行しています。現在、資格証明書の該当者はありません。

陳 情 事 項
5. 子育て支援などについて
①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度してください。
★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。
③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。
④放射線被ばくから子どもを守るために、食の安全管理を万全にしてください。
⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。
⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのために必要な職員を増やしてください。
6. 国保の改善について
★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。
★②保険料(税)について
ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、扱える保険料(税)に引き下げてください。
イ.18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。
ウ.前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。
エ.所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」に

回 答
①平成25年度は、県内市町村と歩調を合わせ、産前14回、産後1回の助成をしています。来年度以降については原則、平成25年度と同じ内容で助成していきたいと考えています。
②就学援助については、生活保護法の要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる準用保護児童生徒を対象としています。準要保護児童生徒のうち、所得調査をする世帯は生活保護基準額の1.3倍を基本に認定の判断を行っており、見直しは検討していません。申請の受付については、市と学校、どちらも窓口として受け付けをおこなっています。申請手続きには民生委員の証明は必要としていません。
③小中学校の給食費について、無料化は検討していません。
④食品の安全と安心の確保に万全を尽くします。
⑤避難所の運営につきましては、常滑市地域防災計画に「女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。」と定めてあります。女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所づくりに努めてまいります。
⑥平成23年度より、児童虐待防止緊急対策強化事業を活用し、虐待通報のあった児童に係る目撲による安全確認の強化を目的とした非常勤職員(パート保育士)を配置しました。また、平成25年度より、早期に養育支援が必要な家庭に対し、養育に対する指導、助言等を行うため養育支援訪問事業を開始し、非常勤職員(パート保育士)を配置しました。
①国保の都道府県単位化は、国民皆保険制度を堅持するための国策であり、一保険者としての意見等は、市長会・知事会を通じて申し上げてきます。
②ア.一般会計からの繰り入れは、今後も法定の範囲内のみで行い、法定外の繰り入れは行いません。
イ.持続可能な医療制度とするため、応分な負担は避けられません。受診の際には、子ども医療制度で負担軽減を実施しています。
ウ.所得に応じた課税を実施しています。また、世帯の所得により該当世帯には、均等割・平等割について軽減をしていますので、生活保護基準引き下げによる減免要件の変更は考えていません。
エ.減免要件は、他の減免との整合性を踏まえ定めています。所得減少による減免要件の変更は考

陳情事項
してください。
★③保険料(税)滞納者への対応について
ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。
ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一事業者「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6ヶ月としてください。
エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。
④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。
7. 障がい者・児施策の拡充について
①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。
②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。
③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。
★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。
⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

回答
ていません。
ア. 資格証明書の交付は行っていません。
イ. 行っていません。
ウ. 分納誓約を約束通り遵守・履行している場合は、普通証を交付しています。
エ. 支払が困難な方には、納税相談を実施し、生活実態の把握に努め、分割納付等の相談に応じています。また、年金情報等の調査を行い、無保険者の把握にも努めています。
④基準額の変更予定はありません。また、制度の周知については国保税納税通知書に同封、医療機関にチラシを配布するなど、広報に努めています。
①障害福祉サービスは、本人負担が重くならないよう国の軽減措置は講じられており、また、地域生活支援事業は、市が実施する事業として事業の目的等を考慮し、本人負担が重くなりすぎないよう、サービス内容により利用料の無料を含めた軽減措置を行っています。
②訪問系サービス、移動支援の支給時間に関しましては、利用者の意向を聞き取り、適正に支給してまいります。
③移動支援事業は、余暇活動等社会参加のための外出であり、通年かつ長期にわたる通所、通学は原則対象とはしておりません。
④介護保険サービスを優先的に行い、家族等の実情等を踏まえ、不足分に対して障害の福祉サービスの支給決定しております。
⑤介護保険法のとおりとし、市町村単独実施は考えていません。介護保険制度では住民税非課税世帯に対して高額介護サービス費制度があり利用料は軽減されています。
⑥福祉避難所として障害者通所施設等を指定しております。今後のあり方について、防災関係者と共に検討をしていきます。

陳情事項
⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。
8. 健診事業について
①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。
②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。
9. 預防接種について
★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。
★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。
③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。
【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。
1. 国に対する意見書・要望書
①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。
②消費税増税を中止してください。
③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。
④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70~74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。
⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しは

回答
⑦災害時要援護者支援台帳に登録された方の情報を、地域の自主防災班(各区・町内関係者)、民生児童委員、老人協力員、市社会福祉協議会など支援者に台帳を配付して情報共有をしております。福祉圏域間での共有、県との共有は、今後の課題だと思います。
①歯周疾患検診は事業開始時から、特定健診は平成22年度から無料で行っています。がん検診(女性特有のがん特定年齢以外)については、今後も一部負担金をお願いしていきます。また、特定健診、歯周疾患検診については、対象者に個別通知をしておりますが、がん検診は今まで通り広報紙等により周知していきます。
②ヤング健診(若年住民健診)として集団で実施しており、一部負担金は今後もお願いしていきます。
①国庫補助制度ができた段階で検討していきます。
②高齢者用肺炎球菌ワクチンの助成は、平成25年度10月中旬頃から実施しますので、助成の増額は考えておりません。
③風疹ワクチン接種は個別で実施しておりますが、一部負担金は今後もお願いしていきます。
1. 2. 3. 陳情を受けてから市議会議長に提出し、受理後に全議員に写しを送付します。

陳 情 事 項
やめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。
⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。
2. 愛知県に対する意見書・要望書
(1) 福祉医療制度について
①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
(2) 県民の医療を守るために
①後期高齢者医療制度について
ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
②国民健康保険への県の補助金を増額してください。
③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。
④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。
(3) 医療提供体制の充実のために

陳情事項
<p>①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。</p> <p>②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。</p> <p>③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。</p> <p>④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。</p> <p>⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。</p>

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を増額するよう要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。
- ⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。